

韓国知的財産ニュース 2021 年 4 月前期

(No. 436)

発行年月日：2021 年 4 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 COVID-19 の対応に向けた TRIPS 協定一部条項適用の一時猶予を促す決議案 (議案番号：2109314)
- 1-2 租税特例制限法の一部改正法律案 (議案番号：2109312)
- 1-3 実用新案法の一部改正法律案 (議案番号：2109394)
- 1-4 発明振興法施行令の一部改正令(案)立法予告(産業通商資源部公告第 2021-320 号)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、中小ベンチャー企業部と共同でシニア層の特許基盤技術創業を支援する
- 2-2 特許庁、融合・複合技術分野における審査実務の説明会を開催
- 2-3 特許庁の教授が語るリアルな知的財産権の話
- 2-4 12 部処が連携して非対面分野における創業企業の育成を推進
- 2-5 特許庁、「インターネット電子出願サービスを新しく改編」
- 2-6 特許庁、知的財産権分野における自由貿易協定 (FTA) の総合説明会を開催
- 2-7 積極行政に向けた知的財産の出願体験団を運営
- 2-8 特許庁、人類の健康を守ってきた 10 大発明品を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 [説明資料]『「ドブジユク」の商標権者は別の人』(SBS8 時ニュース、4 月 12 日)
- 3-2 [説明資料]『ドブジユク、奪っていくな』(Money Today、4 月 13 日)
- 3-3 [説明資料]「LX 社名を守るための積極的な動き」(THE FACT、4 月 13 日)

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 長寿ブランドを活用したユニークなコラボ商品が人気

その他一般

- 5-1 量子情報技術の時代が来る
- 5-2 コロナ太り、室内運動器具の特許で解決する
- 5-3 韓国の釣り人の特許出願増加が釣り用品の特許出願をけん引

法律、制度関連

1-1 COVID-19 の対応に向けた TRIPS 協定一部条項適用の一時猶予を促す決議案（議案番号：2109314）

議案情報システム（2021.4.5.）

議案番号：2109314

提案日：2021年4月5日

提案者：チャン・ヘヨン議員外13人

主文

大韓民国の国会は、世界は相互に結び付いているため、一部の国の集団免疫では COVID-19を終息させられないということを認識し、COVID-19を完全に終息させるためには、国家間におけるワクチン確保の不平等問題を早急に解消しなければならないということを確認する。

現在、高所得の10ヶ国がワクチン供給量の3分の2を確保しており、国家間におけるワクチンの不平等が加速している。このような状態が続くと、低所得国と中所得国が集団免疫の状態になるには2022年まで待たなければならず、それにより、9兆2,000億ドルという世界的な経済損失が予想される。特に、ワクチンの不平等を解消するためには、ワクチンの生産能力があり、製造設備を備えた製薬会社間の協業によって、必要な量を生産するとともに、サプライチェーンを拡大し、世界中に普遍的かつ公平なワクチンの普及を早急に達成しなければならないが、その際に知的財産権の規範が障害になりかねない。

知的財産権の規範が COVID-19対応の障害にならないようにするためには、一国レベルの措置では難しく、世界レベルの合意と措置を取る必要がある。

そこで、大韓民国の国会は、COVID-19の終息とワクチンの不平等問題を迅速に解決するために次のように決議する。

1. 大韓民国の国会は、COVID-19の完全な終息のためには、ワクチンの不平等問題が解消され、地球上の全ての人にワクチンを接種しなければならない、その際に知的財産権の規範が障害となってはならないという点を認識する。

2. 大韓民国の国会は、世界的なワクチンの不平等問題を解消するための生産量の拡大には、複数のワクチン製造企業との協業が必要であり、そのためにはワクチン製造と生産に必要な技術共有と知的財産権に対する独占性の緩和を伴わなければならないという点を確認する。

3. 大韓民国の国会は、公的資金の支援で開発されたワクチンが一部の製薬会社の独占商品のように扱われる現実を懸念し、「ワクチンと治療薬が人類のための公共財として世界中に公平に普及」され、「各国の公平なアクセス権が保障」されなければならないという文在寅大統領の国際社会への約束を実践できる最も効率的な方法は、世界貿易機関（WTO）による「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS Agreement）」の一部条項の適用を猶予することであると確認する。

4. 大韓民国の国会は、2020年10月16日に南アフリカ共和国とインドが提案して世界貿易機関で議論されている TRIPS 協定の一部条項の一時猶予案（文書名：IP/C/W/669）を支持し、大韓民国の政府も世界貿易機関（WTO）の TRIPS 理事会と一般理事会で、この猶予案を支持する立場を取ることを促す。

提案理由

COVID-19を終息させるためには治療薬、ワクチン、診断剤の生産量を早急に増やし、医療技術を全世界に共有することで規模の経済を達成し、医療技術の生産能力が不足している国を支援しなければならない。

しかし、事前購入契約で確保された95億9,000万 dose のワクチンを平等に配分すれば、世界人口の半分以上に接種することができるが、カナダは人口比5倍である3億4,200万回分のワクチンを、英国は人口の3倍の量である3億5,700万回分を確保している状態で、ニュージーランド、オーストラリア、欧州連合、米国等は人口の2倍以上の COVID-19ワクチンを確保する等、高所得の10ヶ国がワクチン供給量の3分の2を確保し、国家間のワクチン不平等が加速している。

COVID-19の完全な終息と迅速かつ公平にワクチンを普及するために、2020年10月16日、インドと南アフリカ共和国が共同で世界貿易機関に TRIPS 協定猶予案を正式に提案した。この提案は、TRIPS 協定の第2部第1節（著作権）、第4節（産業デザイン）、第5節（特許）、第7節（未公開情報）とこれらの条項に関連する第3部の知的財産権の執行条項であり、COVID-19の対応に必要な全ての知的財産権を包括すると見做せる。

TRIPS 協定の猶予案について、世界貿易機関の164の加盟国のうち3分の2以上が支持しており、ローマ教皇庁も2021年2月23日に声明文を発し、「安全で効果のあるワクチンを生産する能力があり製造設備を備えている多くの国が、このような能力を発揮してワクチンを生産するためには、知的財産権という障害を無くさなければならない」と表明した。米国議会も30人以上の議員がバイデン大統領に書簡を送り TRIPS 協定の猶予案に支持することを促し、欧州議会の議員115人も2021年2月24日に欧州委員会（EC）に TRIPS 協定の猶予案に対する反対意見の撤回を要求する声明を発表した。また、パキスタン、コロンビア、フィリピン、マレーシアの上院議員が TRIPS 協定の猶予案への支持を公にし、それ以外にもアムネスティ・インターナショナル、国連の人権専門家と特別報告者、数百の市民社会団体が2020年から TRIPS 協定の猶予案の採択を促している。

文在寅大統領も2020年5月18日、世界保健機関の第73回総会で、「開発されたワクチンと治療薬は、人類のための公共財として全世界に公平に普及されなければならない」と演説し、2020年9月22日、第75回国連総会の基調演説では、「ワクチン治療薬の開発に向けた国際協力だけでなく、開発後、各国の『公平なアクセス権』を保障しなければならない」とし、全ての国に COVID-19のワクチンを供給して、国連の包容的多国間主義の実現を強調した。大韓民国の政府は、国際舞台で文在寅大統領がした約束を実践するために、TRIPS 協定の猶予案を支持する必要がある。

そこで、COVID-19の完全な終息に向けて、大韓民国が国際社会に貢献するために決議案を提案する。

議案番号：2109312

提案日：2021年4月5日

提案者：ヤン・クムヒ議員外11人

1. 提案理由及び主要内容

英国、フランス、中国等の主要国は、特許等の知的財産の事業化により発生した所得に対して法人税等の租税を減免する特許ボックス（Patent Box）制度を運営している。

しかし、韓国は研究開発の投資段階に租税支援の重点を置いており、事業化の段階には特別な税制優遇がないため、企業の研究活動の促進と特許等の知的財産に対する国内投資を活性化するには限界があるという指摘がある。

そこで韓国も、中小企業又は中堅企業が独自で開発しているか、移転・貸与を受けた特許等を事業化して発生した所得に対し、所得税及び法人税を25%（中堅企業は20%）減免することで、知的財産の活用度を向上させる基盤を設けようとするものである（案第12条、第128条及び第132条）。

法律第 号

租税特例制限法の一部改正法律案

租税特例制限法の一部を次のように改正する。

第12条の題目の「技術移転及び技術取得」を「技術の移転・取得及び事業化」とし、同条第4項及び第5項をそれぞれ第5項及び第6項とし、同条に第4項を次のように新設し、同条第5項（従前の第4項）のうち、「第1項又は第3項」を「第1項、第3項又は第4項」とし、同条第6項（従前の第5項）のうち、「第3項」を「第4項」とする。

④中小企業及び大統領令で定める中堅企業が2023年12月31日まで独自で研究・開発するか、又は韓国人から移転又は貸与を受けたものとして大統領令で定める特許権等（大統領令で定める特殊関係人から移転を受けるか、又は貸与を受けた特許権等は除く）を利用して生産した財貨や用役を販売することによって発生する所得に対しては、該当所得に対する所得税又は法人税の100分の25（中堅企業の場合には、100分の20）に相当する税額を減免する。この場合、特許権等を利用して生産したものと認められる財貨や役務の範囲は、大統領令で定める。

第128条第1項の本文のうち、「第12条第2項」を「第12条第2項・第4項」とする。

第132条第1項第4号各目以外の部分の本文及び同条第2項第4号の各目以外の部分の本文

のうち、「第12条第1項及び第3項」をそれぞれ「第12条第1項・第3項・第4項」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、2022年1月1日から施行する。

第2条（技術の移転・取得及び事業化等に対する課税特例に関する適用例）第12条第4項の改正規定は、この法律の施行後に発生する所得分から適用する。

1-3 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2109394）

特許庁（2021.4.5.）

議案番号：2109394

提案日：2021年4月12日

提案者：イ・ジュファン議員外9人

1. 提案理由及び主要内容

現行法は、実用新案権者の民事的救済に関して「特許法」第126条、第126条の2、第128条、第132条等の規定を準用している。

最近「特許法」上、特許権の侵害訴訟で提出されたか、又は提出される資料の検証のために、法院以外の場所で証人尋問ができるようにし、特許侵害訴訟の審理促進を誘導することで、訴訟により苦勞している中小企業の被害を減らし、最終的には技術革新を誘導しなければならないという意見がある。

そこで、「特許法」を準用する規定に裁判所以外の場所で証人尋問ができるようにする事項を追加しようとするものである（案第30条）。

2. 参考事項

この法律案は、イ・ジュファン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第2107978号）の議決を前提としているため、同法律案が議決されないか、又は修正議決された場合には、それに合わせて調整されなければならない。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条のうち、「第128条の2」を「第128条の2、第128条の3」とする。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1-4 発明振興法施行令の一部改正令(案)立法予告(産業通商資源部公告第2021-320号)

特許庁(2021.4.12.)

産業通商資源部公告第2021-320号

「発明振興法施行令」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2021年4月13日

産業通商資源部長官

「発明振興法施行令」の一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

発明の評価機関の指定要件を緩和し、発明の評価機関を1段階及び2段階に指定する制度を導入し、発明の評価業務の品質向上のために必要な点検及び関連する行政処分の根拠規定を設けるためのものである。

2. 主要内容

イ. 発明の評価機関を2段階に指定するための専門人材の要件の規定(案第12条第2項改正、案別表12新設)

- 1) 発明の評価機関を評価業務を遂行できる専門人材を基準にし、1段階の評価機関及び2段階の評価機関に区分して規定
- 2) 1段階の評価機関は5人以上の専門人材を、2段階の評価機関は10人以上の専門人材を常時雇用するようにし、具体的な指定要件は別表12を新設して規定

ロ. 発明の評価機関が遂行する評価業務の品質・実績等を点検するための根拠の規定(案第12条第7項から第9項まで改正)

- 1) 特許庁長は、評価機関の評価報告書・専門人材の運営実態等を点検し、専門人材の現況等を考慮して評価業務の遂行範囲・件数等を限定できるように規定
- 2) 評価機関の指定及び運営に必要な細部事項を特許庁長の告示で委任

ハ. 発明の評価機関に対して実施した点検結果に基づく行政処分の基準の規定(案第

14 条第 1 項の別表 7 改正)

- 1) 評価機関が遂行する評価業務の品質・実績等が不十分であるため、円滑な評価業務の進行が不可能であると認められる場合、それに対する行政処分の根拠を規定
- 2) 評価機関に対する行政処分の具体的な細部基準を特許庁長の告示で委任
- 3) 評価機関が自ら指定取り消しを希望するか、又は廃業等により評価業務を遂行できなくなった場合には、評価機関の指定を取り消すことができよう規定
- 4) 評価機関が指定取り消しの事由を解消するための自救計画を提出した場合には、特許庁長は、それを審査して指定取り消しを猶予できるように規定

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2021 年 5 月 24 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際に理由を明示）
- ロ. 姓名（機関・団体の場合、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便：(302-701) 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1804 号 産業財産活用課
- 電子郵便： yjmoon623@korea.kr
- ファックス：042-472-1406

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の産業財産活用課（電話：042-481-5807、ファックス：042-472-1406）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、中小ベンチャー企業部と共同でシニア層の特許基盤技術創業を支援する

韓国特許庁（2021.4.1.）

シニア層の創業チームに最大 5,000 万ウォン規模の特許事業化パッケージの協業を支援

韓国特許庁は 4 月 2 日（金曜）、中小ベンチャー企業部、銀行圏青年創業財団と連携し、シニアの熟練度の高い専門制を技術創業につなげる、「シニア層の特許基盤技術創業支援」事業に参加するシニア層の創業チームを募集すると発表した。

「シニア層の特許基盤技術創業支援」事業は、計 20 チームのシニア層の創業チームを選抜して、技術創業に必ず必要な知的財産ポートフォリオの強化（特許出願 3 件前後）、製品の事業化計画、製品の検証（技術検証、試作品）など、特許事業化パッケージを専門遂行機関が支援する事業である。

特許庁が新たに推進する今回の事業は、40 歳以上のシニア層が持っている高キャリア・技術専門性を新産業分野の技術創業につなげるためのものであり、中小ベンチャー企業部の中高年技術創業センター事業と民間創業機関との協業により特許事業化パッケージの他、さまざまな創業支援を拡大して提供することになる。

その中で、中小ベンチャー企業部の協業型課題は、中高年技術創業センターが推薦した企業を対象に、シニア層の創業チームの 10 チームを選抜して特許庁（韓国発明振興会）が最大 4,000 万ウォン規模の特許事業化パッケージを支援し、中小ベンチャー企業部（創業振興院）が創業教育、事務・入居スペース、試作品製作など、後続支援で最大 5,000 万ウォン規模の創業支援を行う。

その他、銀行圏青年創業財団などの協業機関の推奨や一般公募により、シニア層創業チームの 10 チームを選抜する民間協業型の課題は、特許事業化パッケージの他、銀行圏青年創業財団の投資誘致検討（最大 3 億ウォン）・「D.CAMP」と「FRONT1」への入居など、協業機関の特化された創業投資プログラムが連携・提供され、中高年技術創業センターに入居する際には加点が与えられる。

特に選抜されたシニア層の創業チームには、特許庁、中小ベンチャー企業部が民間投資機関とともに、IP スタートアップロードデーという投資説明会を開催して投資誘致の機会

を提供するなど、特許庁の IP 支援事業を継続的に連携することで、IP に基づいた成長への架け橋となり、強小企業に成長できるように支援する。

特許庁の特許事業化担当官は、「今回の官民協業により推進するシニア層の特許基盤技術創業支援事業を通じて能力があり準備できているシニア層の技術創業チームが新産業をリードする強小企業として成長することを願っている」と述べた。

本事業の支援対象は、創業アイテムに関連する特許を保有しているか、または公告の締め切り日（2021 年 4 月 30 日）まで特許を保有する予定の 40 歳以上のシニア層であり、支援に興味のある方は 4 月 5 日から 4 月 30 日まで韓国発明振興会のウェブサイト（<http://kipa.org>）で申請することができる。

シニア層の創業チームに特許事業化パッケージを支援する専門遂行機関は、2021 年の上半期の間にも別途公告する予定である。

2-2 特許庁、融合・複合技術分野における審査実務の説明会を開催

韓国特許庁（2021.4.5.）

人工知能（AI）・モノのインターネット（IoT）・バイオ分野の 特許付与基準・審査事例を紹介

韓国特許庁は、韓国知識財産協会（KINPA）と共同で 4 月 5 日（月曜）午後 2 時から韓国知識財産協会の会員社を対象に「融合・複合技術分野における審査実務ガイドの説明会」を非対面のオンライン方式で開催する。

特許庁の融合・複合技術審査局は、融合・複合技術分野の審査基準を明確にすることで、韓国企業が高品質の特許を確保して未来の成長エンジンを生み出せるように支援することを目標に、産業界と協力して 2021 年初めに AI・IoT・バイオの 3 つの技術分野における審査実務ガイドを制定した。

説明会は、新たに制定された融合・複合技術における分野別の審査実務ガイドを産業界に拡大し、特許出願書の作成をサポートするために開催されたものである。

説明会を通じて AI・IoT・バイオなどの融合・複合技術企業に分野別の特許明細書の作成方法、類型別の特許付与基準および具体的な審査事例などの情報を提供する。

人工知能分野では、AI の発明に対する明細書の記載方法と学習モデル、学習データの違いによる進歩性の判断基準を中心に紹介する。

モノのインターネット分野では、さまざまな産業分野に IoT が応用された発明について新規性・進歩性の判断基準と実際の審査事例を中心に紹介する。

バイオ分野は生命体の基本的な構成物質である核酸、タンパク質、細胞に関連する発明について新たな審査基準を提示し、最近注目を集めている AI 基盤の新薬開発に関する発明における事例別の審査判断基準を中心に説明する。

特許庁の融合・複合技術審査局長は、「出願人が良質の特許を取得し、正当な権利が守られるためには、明確な特許明細書の作成が必須である」と強調し、「今回の説明会を通じて、第四次産業革命の技術に新たに適用される審査実務ガイドに対する企業側の理解を高め、韓国企業が、高品質の特許を確保することで、未来の成長エンジンを確保することに貢献できるよう取り組みたい」と述べた。

2-3 特許庁の教授が語るリアルな知的財産権の話

韓国特許庁 (2021. 4. 5.)

「教授～質問あります～」

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、知的財産に対する理解度と親近感をより高めるために、研修院の YouTube チャンネルである「IP ストーリーセンター (<https://www.youtube.com/user/ipstorycenter>)」(※)に「教授～質問あります～」コーナーを開設する。

※IP ストーリーセンターは、知的財産の大衆化に向けて製作されたストーリー中心の映像コンテンツを SNS で配信するために、2013 年に開設されたチャンネルである。現在、知的財産の内容を面白くて接しやすいものにするために、一般人を対象にした知的財産権の内容、時宜に適した話題や紛争ケースなど、約 104 本の動画がアップロードされている。

研修院で講義を担当している教授が、約 5 分前後の長さのコンテンツを制作してアップロードする予定であり、最初の動画は、4 月 6 日火曜日に「IP ストーリーセンター」で見ることができる。

テーマは教授が講義をする際に多く寄せられた質問とチャンネル登録者のコメントの中から選定し、選ばれたテーマは専門家の目線でやさしくて面白い内容に構成される。

個人創業者、零細事業者、中小企業の従業員などのために特許はもちろんデザイン、商標などの知的財産権について必ず知っておくべき基本知識と、最近話題になっている知的財産権の問題に対する回答を聞くことができる。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「特許庁の教授は、豊富な講義経験と優れた伝達力を生かして、既存のコンテンツと差別化されたコンテンツを提供することができると思っている」とし、「これにより、知的財産が私たちの生活に一步近づくことができると期待している」と述べた。

2-4 12 部処が連携して非対面分野における創業企業の育成を推進

韓国特許庁 (2021. 4. 7.)

「2021 年非対面分野のスタートアップ育成事業」に参加する創業企業を募集
(4 月 8 日～4 月 27 日)

* 「2021 年非対面分野のスタートアップ育成事業」に参加する予備創業者および創業企業 400 社を募集 (4 月 8 日～4 月 27 日)

* 各分野を担当する所管部処がそれぞれの分野の支援企業を評価・選定した後、中小ベンチャー企業部が事業化の資金、各分野を担当する所管部処が認証・販路などの政策への連携を支援

中小ベンチャー企業部、保健福祉部、食品医薬品安全処、教育部、産業通商資源部、農林畜産食品部、国土交通部、文化体育観光部と科学技術情報通信部、海洋水産部、環境部、特許庁の 12 部処が協業し、2021 年非対面分野の有望スタートアップ育成事業」を推進すると発表した。

同事業は、中小ベンチャー企業部がポストコロナ時代をリードする非対面分野の有望な創業企業を迅速に発掘・育成するために、2021 年から新設した事業である。

当初、2021 年の予算は 300 億ウォンであったが、非対面分野の企業による優秀な雇用創出効果などを考慮し、補正予算で 300 億ウォンが追加編成された。それにより同事業は、計 400 社を支援できる 600 億ウォン規模の予算で推進されることになった。

そして同事業は、非対面分野への支援だけでなく 12 の部処が協業して推進するということが大きな特徴である。これは、部処ごとに保有している非対面業界の専門性と連携し、支援効果を最大化するためのものであり、協業は各部処が所管分野における創業企業を選別して中小ベンチャー企業部とともに政策を連携支援する方式で行われる。

具体的には、現在の 12 部処ごとに所管分野が決まっており、12 部処は所管分野に参加を申し込んだ創業企業の中から有望な企業を直接評価・選定することになる。

その後、選ばれた創業企業には、中小ベンチャー企業部の創業事業化資金（企業当たり最大 1 億 5,000 万ウォン）と技術・認証・販路などの分野別における所管部処の特化プログラムが連携支援される。それに、同事業は、非対面分野の創業企業を集中育成するために関連部処と連携して支援していくことに大きな意味がある。

「細部分野および分野別の協業部処」

大分野	細部分野	協業部処
1. 医療	(1)非対面医療	保健福祉部
	(2)医療機器	食品医薬品安全処
2. 教育	(3)オンライン教育	教育部
	(4)エデュテックシステム	産業通商資源部
3. 生活・消費	(5)オンライン食品	農林畜産食品部
	(6)物流	国土交通部
	(7)スマート都市	
	(8)海運・水産	海洋水産部
	(9)環境にやさしいもの	環境部
4. コンテンツ	(10)地域・融合メディア	科学技術情報通信部
	(11)非対面スポーツ	文化体育観光部
5. 基盤技術	(12)AI、セキュリティ技術など	特許庁
エウレカ	その他非対面アイテム	中小ベンチャー企業部

中小ベンチャー企業部が支援する企業当たり最大 1 億 5,000 万ウォンの事業化資金の他、協業部処が分野別に支援する内容は次のとおりである。

1. 医療分野の協業部処：保険福祉部、食品医薬品安全処

保険福祉部は、診断キット、遠隔設備、感染症治療薬などの非対面医療に関する有望な創業企業を発掘し、事業化の段階別に臨床・許認可コンサルティング、分野別の臨床医師とのネットワークなどの専門プログラムを重点的に提供する計画である。

食品医薬品安全処は人工知能（AI）、情報通信技術（IT）、生物工学（BT）などに関する先端技術を活用した非対面の医療機器および体外診断医療機器を開発する創業企業を中心に選抜し、製品化の実務教育、製品・サービス認証取得のコンサルティングなどの支援プログラムを運営する計画である。

2. 教育分野の協業部処：教育部、産業通商資源部

教育部は、拡張現実（AR）と仮想現実（VR）、公共ビッグデータ、人工知能など、主な非対面技術を活用したオンライン教育コンテンツ・プラットフォームに関連する創業企業を発掘し、韓国国内・外の教育現場に予め適用してみるテストベッドを提供するとともに、コンサルティングも支援する計画である。

産業通商資源部は、学校教育以外の分野まで適用できるエデュテックシステムに関連する創業企業を選抜し、投資家および技術専門人材のマッチング、プラットフォームの大手企業のネットワークなどを通じた海外進出に重点を置いて支援していく計画である。

3. 生活・消費分野の協業部処：農林畜産食品部、国土交通部、海洋水産部、環境部

農林畜産食品部は、農食品分野のオンライン流通・販売およびサービスなどに関する事業アイテムを保有している創業企業を技術評価し、その後の投資誘致のためのメンタリングを支援する。

国土交通部は、物流とスマート都市の2分野を担当する。物流分野では、スマート自動化およびソリューションの開発、流通・ICTなど融合複合生活における物流サービスの創業企業を選抜し、技術・認証コンサルティングなどを支援する計画である。また、スマート都市の分野では、非対面技術を通じて交通、安全性、福祉などの多様な都市問題を解決するための創業企業を発掘し、その企業が関連展示会に参加することや、スマートシティ・インキュベーターセンターに入居するなどの支援プログラムを提供する予定である。

海洋水産部は、遠隔による海上安全管理、港湾自動化、水産物流通システムの改善など海洋・水産に関する新たな非対面サービスを提供する創業企業を発掘し、新技術の認証およびクラウドファンディングなどのフォローアップを進める計画である。

環境部は、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）などを組み合わせた遠隔の環境測定、アップサイクリングなど、非対面産業・経済において浮上しているさまざまな創業企業を発掘し、経営診断のようなカスタマイズ型メンタリング、販路支援、大・中・小企業の環境における協業ネットワークなどを支援する予定である。

4. コンテンツ分野の協業部処：文化体育観光部、科学技術情報通信部

文化体育観光部は、超体感型のスポーツ中継サービス、ホームトレーニング向けのスマート運動機器、人工知能（AI）のスポーツコーチングサービスなど、スポーツ分野の非対面に関する創業企業を発掘し、技術メンタリングおよびセミナーの運営、現場へのパイロットテストなどのカスタマイズ型のプログラムを支援する。

科学技術情報通信部は、オンラインツアー、クラウド基盤の映像制作における協業ソリューションの開発など、地域・融合メディア分野の創業企業を発掘し、融合メディアサービスの制作・開発およびスマートメディアセンターと連携したカスタマイズ型のコンサルティングを提供する予定である。

5. 基盤技術分野の協業部処：特許庁

特許庁は、人工知能（AI）、セキュリティなどの非対面分野の事業化に多様に活用できる基盤技術分野の有望な創業企業を発掘し、成長を支援する。創業企業の技術競争力を強化するために、保有技術を事前にテストできるようにテストベッドを提供し、セキュリティ認証・技術コンサルティング、事業化のプログラムも運営する計画である。

同事業への参加を希望する予備創業者および創業企業の代表は、4月8日（木曜）の14時から4月27日（火曜）の18時まで、K-スタートアップ（K-Startup）のウェブサイト（www.k-startup.go.kr）で申し込むことができる。

その後、各主管機関の書類評価と発表評価を経て、最終的に支援する企業を選抜する。

事業説明会は4月13日（火曜）に創業振興院のYouTubeチャンネルを通じてオンライン方式で開催する予定であり、詳細についてはK-Startupのウェブサイトで確認することができ、統合コールセンター（1357）にお問い合わせすることもできる。

電子出願ウェブサイトですべての書類をオンライン提出できる

*個人の発明者 A 氏は、良いアイデアが浮かんできたため特許出願をしようとしたが、どの提出書式を選択し、書式の各項目にどの内容をどう書けばいいのか分からなかったため、初心者でも簡単に利用できるように案内してくれることを要請した。

*スタートアップ企業の B 社は、最初に出願する際にはインターネットで出願したが、出願後の追加書類はインターネットで提出することができなかつたため、別途の電子出願 SW をパソコンにインストールして手続きを行った。インターネットで提出できる書式の拡大を要請した。

今後の特許、商標、デザインなどを出願する出願人は、特許路 (www. patent. go. kr) に出願書などの書類を提出する際に、別途のソフトウェアをインストールすることなく、関連書類を簡単に提出することができるようになる。

韓国特許庁は、特許出願書などの関連書類を特許路で簡単に提出できる「インターネット電子出願サービス」を 4 月 9 日 (金曜) から拡大実施すると発表した。

これまで特許庁に提出する出願書などの一部の書類を提出するためには、パソコンに電子出願ソフトウェアを別途インストールしなければならないという不便の声が上がっていた。

特許庁は、電子出願ソフトウェアのインストールとアップデートが要らないインターネット電子出願システムを拡大改編し、特許庁に提出する全ての書類 (※) をインターネットで作成し、オンライン提出することができるように改善した。

※出願・審査・審判・登録・国際出願 (PCT、マドリッド、ハーグ) に関連する書類 865 種

主要機能をみると、まずは書式別の必須記載項目の表示、作成例の資料およびヘルプなど、段階ごとに充実した案内をし、初めてインターネット電子出願サービスを使用する顧客も提出書類を簡単に作成できるように改善した。

「特許情報検索サービス (KIPRIS)」と連携して、出願書を作成しながら先行技術の検索結果をすぐ確認することができる機能を提供し、出願人が速やかに特許登録の可能性を

事前に把握できるように支援することで、高品質の出願書を作成することに役立てるよう改善した。

また、一時保存および読み込み機能を実装して、インターネットの切断現象があっても、作成中の内容が突然消えることがないように改善した。

特許庁は、ユーザーの立場を考えた便利なサービスを提供できるように、相談センターでの相談内容、多出願の代理人が所属している電子出願諮問団の意見など、主要顧客の現場の声を分析して、改変作業に反映しようと努力した。

特許庁の情報システム課長は、「今回のインターネット電子出願サービスの拡大は、ユーザーの意見を積極的に受け入れて改善したものであり、インターネットによるオンライン提出が活性化することを期待している」とし、「誰でも簡単に書類をオンラインで提出できるように、サービスを継続的に改善していく予定である」と述べた。

2-6 特許庁、知的財産権分野における自由貿易協定（FTA）の総合説明会を開催

韓国特許庁（2021.4.8.）

最近締結された通商協定における知財権の争点および主要国の営業秘密、
地理的表示制度を紹介

韓国特許庁は、4月9日（金曜）午後2時からKTV、特許庁のYouTubeを通じて海外進出企業の関係者、知的財産の専門家および一般人を対象に、「知的財産権分野における自由貿易協定（以下「FTA」）の総合説明会」を開催すると発表した。

説明会では、2020年11月に韓国、ASEAN10カ国などの15カ国が署名した地域的な包括的経済連携協定（RCEP）の知財権分野における協定文の主要内容、最近締結された包括的・漸進的な環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）、米中経済貿易協定第1段階合意など、グローバル知財権協定に関するFTAの動向が紹介される予定である。

また、最近の主な通商協定で営業秘密の保護規定が強化されている傾向に着目し、米国・日本・中国などの主要国の営業秘密制度の動向も紹介する計画である。

それとともに、最近FTAで議論されている地理的表示の主な規定内容と今後韓国の戦略に対する専門家の講演も行われる予定である。

今回の説明会は、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンラインで行われる予定であり、KTV 国民放送および特許庁の YouTube (<https://www.youtube.com/user/kipoworld>) で、関心のある人であれば誰でもリアルタイムで参加することができる。

特許庁の多国間機構チーム長は、「2020年11月にRCEPが締結されたことにより、ASEANなどの現地で韓国企業の知財権を保護できる制度的基盤が整えられた」とし、「今回の説明会は、韓国企業が経営現場でFTAの規定を積極的に活用することができるきっかけになることを期待している」と述べた。

2-7 積極行政に向けた知的財産の出願体験団を運営

韓国特許庁 (2021.4.13.)

職員が出願手続きを直接経験し、出願人の不便を把握・解決して
積極的な行政サービスを実現

韓国特許庁は、特許顧客が特許を申請する際に経験する苦情を把握し改善するために、出願課の職員が自ら出願手続きを行ってみる体験団（※）を運営すると発表した。

※2021年4月から8月まで運営

特許などの出願書類は、書式の種類が多くて記載内容も専門的でありながら、書類の受付から方式審査、受理までの複雑な手続きを経なければならない。

これらの出願過程について特許庁の職員が実際と同じ手続きを自ら経験し、顧客の立場から不便と改善すべき点を把握することで、サービスの質を高めようということが趣旨である。

体験団には特許顧客番号が付与され、特許、商標、デザインなどの知的財産別に願書、補正書、意見書など、よく使われる主な書式を利用し、書面とオンラインを通じて受付から受理までの出願過程を体験する計画である。

出願を体験する過程によって、相手の立場から考える姿勢で、特許顧客のあい路事項を予め把握し、出願手続き上のお問い合わせに積極的に対応することができるようになり、顧客満足度の向上に役立つと期待される。

特許庁出願課の課長は、「特許などの知的財産出願は、専門的な領域であり、出願人が出願手続きを行いながら発生しうるさまざまな問題に対して専門家の支援が必要なのは確かである」とし、「出願手続きと出願システムの利用方法に対するお問い合わせをワンストップでできるように効果的な出願人支援手段を継続的に工夫していきたい」と述べた。

2-8 特許庁、人類の健康を守ってきた 10 大発明品を発表

韓国特許庁 (2021. 4. 15.)

国民約 800 人参加、1 位にワクチン選定

韓国特許庁は、「4 月保健の月」を迎え、特許庁フェイスブックの友達を選んだ「人類の健康を守ってきた 10 大発明品」を発表し、最高の発明品にワクチンが選ばれたと発表した。

続いて人類の健康を守ってきた発明品は、2 位が抗生剤、3 位が冷蔵庫、4 位がマスク、5 位が石鹸であった。その次に空気清浄機、内視鏡、消炎鎮痛剤、麻酔剤、水洗便器などが多数の支持を得た発明品として選定された。

今回の調査は、4 月 12 日から 14 日まで専門家が事前に選定した医療健康発明品の 30 種類 (※) の中から 1 人当たり 3 つを選択する方式で行われ、800 人余りが参加し 1,300 個余りの有効回答が得られた。

※空気清浄機、ギプス、内視鏡、冷蔵庫、マスク、麻酔剤 (エーテル)、ワクチン、保湿剤、補聴器、石鹸、消毒薬 (ヨウ素)、消炎鎮痛剤 (アスピリン)、水洗便器、腎臓透析器、心臓除細動器、眼鏡、映像医学 (X 線、MRI など)、人工臓器 (義足、義手)、インキュベーター、浄水器、注射器、止血剤、聴診器、体温計、体重計、歯ブラシ・歯磨き粉、抗生剤 (ペニシリン)、血糖測定キット、血圧計、呼吸補助器

人類の健康を守ってきた 10 大発明品の調査結果を見ると、ワクチンは全体の有効回答の 17.5% を占め、人類の健康を守ってきた最高の発明品に選ばれた。選定理由は「感染症から人類を守る立役者」、「コロナ禍の中でワクチンがなかったら、本当に怖いです」、「新型コロナもワクチンが発明されて近いうちに克服できると思います!」などのコメントがあった。

2 位に選ばれた抗生剤は有効回答の 11.4% を占めた。抗生剤については「医療界のイノベーション」、「おかげで、人間の寿命が飛躍的に伸びた」などが支持する理由であった。

3位に選ばれた冷蔵庫は有効回答の9.4%を占め、「ワクチンと医薬品を保管するものは、やはり冷蔵庫」、「冷蔵庫が壊れて、届くまで2週間冷蔵庫無しの生活をしたが、暮らしの質が下がってしまった」などの意見があった。

4位を占めた発明品であるマスクは、「マスクがなかったら、新型コロナは防げなかった」、5位に選ばれた石鹸は、「清潔を維持して感染を最小限に抑えてくれる石鹸がなかったら、私たちは、おそらく生存そのものを脅かされていたかもしれません」という推薦理由がつけられた。

次に空気清浄機（6位）、内視鏡（7位）、消炎鎮痛剤（8位）、麻酔剤（9位）、水洗便器（10位）が続いた。その他、多数の支持を得た発明品として眼鏡、映像医学、消毒薬、インキュベーターなどが選ばれた。

今回の調査に対する意見には、「人類の健康を守ってくれるものを発明した方に感謝している」、「さらに発明が出てきて、患者により大きく役立つことができればと、そして患者になる前に予防できればと思う」などがあった。

一方、今回のアンケート結果は、5月19日（第56回発明の日）に特許庁のYouTube番組「4時！特許庁です」で、より詳細に紹介される予定である。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 [説明資料] 『「ドプジュク」の商標権者は別の人』（SBS8時ニュース、4月12日）

韓国特許庁（2021.4.13.）

4月12日、SBS『「ドプジュク」の商標権者は別の人、早い者勝ちなのか』の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

飲食店「ドプジュク」の代表は、まだドプジュクの商標権を認められていない。

商標法は、先に出願した者に権利を与える「先出願主義」に従うが、自営業者は出願方法を知らないという理由や費用の負担のために出願しない場合が多い。

政府レベルで自営業者の商標と商号盗用の被害に対する実態把握を急ぐとともに、それに対する政策的、財政的支援策を設ける必要がある。

「説明資料」

特許庁では、未登録商標の先使用者を保護するために、段階別の支援策を定めて施行中であることをお知らせします。

段階別支援策

事業開始段階	地域知識財産センター、公益弁理士を通じた商標出願支援などの相談進行
事業運営段階	先使用者の商号などと類似な標章を他人が出願して登録を受けたとしても、それを出願する前から使用してきた善意の先使用者は続けて使用可能 ※オンライン、広告などでの具体的な使用実績、事例蓄積が必要
事後紛争段階	公益弁理士相談センターを通じた無料相談および第三者が先取りした商標権に対する無効審判、不使用取消審判などの国選代理の支援

特許庁では、零細事業者を対象に商標制度の案内をさらに強化し、事業者の申請・登録時点から積極的に商標権確保の重要性を持続的に広報する計画であることをお知らせします。

3-2 「説明資料」『ドブジユク、奪っていくな』(Money Today、4月13日)

韓国特許庁(2021.4.14.)

4月13日、Money Today 『「ドブジユク、奪っていくな」と訴えても、誰かが先に商標登録』の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

「ペク・ジョンウォンの路地裏食堂」で知られるようになった「ドブジユク」について、2020年のフランチャイズによる盗用は阻止されたが、別の第三者の出願により、まだ商標権を持っていないことが分かった(韓国の先出願主義は、先に出願した者に権利を付与する)

該当の商標出願人は、その商標出願について単に自分が長い時間考えてきたおかゆの名称を出願しただけで、「ペク・ジョンウォンの路地裏食堂」は視聴したことがないと主張している。

「説明資料」

現在、特許庁に出願された「ドプジュク」商標のうち、登録されて権利が発生した件はありません。

「ペク・ジョンウォンの路地裏食堂」の出演者ではない、他の事業者が先に出願した商標も、現在審査待機中であり、今後審査をして登録可否が決定される予定です。

特許庁は、正当な権利者が商標権を所有することができるよう、公正に審査を行う予定です。

3-3 「説明資料」 「LX社名を守るための積極的な動き」 (THE FACT、4月13日)

韓国特許庁 (2021.4.14.)

4月13日、THE FACT『「LX社名紛争」韓国国土情報公社の社長、特許庁長に会った (LX社名を守るための積極的な動き、5月1日 LXホールディングスの発足を迎えて対立悪化)』の報道について、次のように説明します。

「報道内容」

韓国国土情報公社の社長は、特許庁に訪問し審査の手続きを把握し、特許庁長にも会って公社名の英語表記をある企業が新設する持株会社の社名に使われることに対する懸念を示した。

公社は、今回韓国国土情報公社の社長が特許庁を訪問したことについて、「特許庁を訪問して対応策に関する審査手続きなどを把握し、特許庁長にも会ったと知っている」、「具体的な会話の内容は分からない。今回の社名問題に積極的に対応するという内容であると理解できる」と説明した。

「特許庁の立場」

特許庁は商標法(※)に基づいて、審査進行中の出願件に対して回答することはできません。

ただし、今回の面談では、審査の結果が出た時に異議申立、無効審判請求などの適法な手続きを通じて対応することができるという内容を案内しています。

※（商標法第 216 条第 2 項）商標登録出願、審査、異議申立、審判または再審で係属中の事件の内容もしくは商標登録可否決定、審決または決定の内容に関しては、鑑定、証言をするか質疑に応答することができない。

特許庁は、公正かつ透明な審査処理のために最善を尽くします。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 長寿ブランドを活用したユニークなコラボ商品が人気

韓国特許庁（2021. 4. 12.）

新しい商品が買いたくなる、なじみのある商標の力



*小麦粉で有名な「コムピョ（熊標）」の商標が付いている小麦ビールと靴墨で有名な「マルピョ（馬標）」の商標が付いている黒ビール、調味料の「ミウオン（味元）」の商標を活用したポップコーンなど、ユニークな商品が消費者の好奇心を刺激している。「コムピョ」は 1955 年に登録され、今まで管理されている代表的な長寿ブランドの一つである。ミウオンは 1987 年、マルピョは 1990 年度に登録され、現在まで権利を維持している長寿ブランドである。

*人気アイドルグループの「SHINee」とコラボレーションし、ヒキガエルの形が印刷された T シャツ、シールなどの商品を発売したハイト眞露は、多岐にわたる分野に進出してヒキガエルの商標を積極的に活用している。ヒキガエルの商標も 1954 年に登録された歴史の長い商標である。レトロ商標を新しい商品に活用して感性と面白みを添えたユニークなコラボレーション商品が、企業の新たなマーケティング戦略として位置づけられている。

長寿ブランドと別の分野の製品を組み合わせたユニークなコラボ商品が注目を浴びている。レトロブームに続き、ユニークなコラボ商品が発売されて消費者の感性を刺激し、市場で話題になっている。

ユニークなコラボ商品は、異なる分野の製品をコラボレーションした製品のことであり、商品と商品、商品と商標とのコラボレーションなどが行われている。

特許庁によると、商標登録を受けてから 10 年以上権利が維持されている商標は約 42 万件であり、商標権が維持される平均寿命は 11.6 年と調査されたと明らかにした。

※商標権の存続期間は、設定登録があった日から 10 年であり、商標権者の申請によって 10 年ごとに延長更新することができる。

そのうち、60 年以上商標権を維持している商標は、計 302 件であり、他にも 50 年以上が 1,373 件、40 年以上が 6,516 件、30 年以上が 3 万 5,598 件であることが分かった。

このような長寿ブランドと異なる種類の商品との個性あふれる組み合わせにより、消費者から高い評判を得ている。

コムピョビール、マルピョビール、ミウオンポップコーンなどは新商品であるが、消費者になじみのある商品として受け入れられている。ユニークなコラボ商品の成功には、レトロ商標、つまり「古い商標」の力があつた。

長年使用されてきて消費者になじみのある「権威のある商標」と組み合わせることで、消費者の好奇心を刺激し、記憶に残りやすい商品になったと分析される。

特許庁の国際商標審査チームの審査官は、「長年の間、きちんと管理されてきた商標は、時間が経つにつれ消費者からの信頼も厚くなる」とし、「企業もマーケティング戦略を多角化するとともに、事業領域の拡大にも長寿ブランドを活用している」と述べた。

また、「長期間、徹底に管理してきた商標を用いて新たなチャンスを生み出すことができるため、商標権の重要性を認識し、着実に管理していくことが重要である」とコメントした。

その他一般

5-1 量子情報技術の時代が来る

韓国特許庁 (2021. 4. 1.)

五大特許庁会合（日米欧中韓）の特許出願、10年間で4倍増！

韓国特許庁によると、ここ10年間、五大特許庁会合（日米欧中韓）に出願された量子情報技術関連の特許は、10年間で計6,777件を記録した。2010年286件から2018年1,219件に約4倍増加し、年平均19.9%ずつ持続的に増加していることが分かった。

国別にみると、米国2,223件（33%）、中国1,978件（29%）、欧州1,296件（19%）、日本665件（10%）、韓国615件（9%）の順で、米国と中国に出願された件が全体の62%を占めている。

細部技術別では、量子コンピューティング2,572件、量子暗号通信2,711件、量子センサ1,494件で量子コンピューティングとセキュリティ通信分野の出願が多く、特にビッグデータ分析と人工知能技術が浮上したことで、夢のコンピュータとも呼ばれる量子コンピューティングに関連する出願が毎年30%以上ずつ著しく増加している。

量子コンピューティング分野における主な出願人は、IBM（408件、15.9%）、Google（233件、9.1%）、Northrop Grumman（201件、7.8%）、D-Wave（157件、6.1%）、Microsoft（154件、5.9%）、Intel（147件、5.7%）などであり、全体の出願の半分以上を占めている。

特に、IBMの場合、韓国を除く全ての国に最も多くの特許を出願しており、この分野の特許競争において先頭に立っており、韓国には米国の軍需企業であるNorthrop Grummanが最も多くの出願を出している。

量子暗号通信分野における主な出願人は、東芝（203件、7.4%）、Huawei（89件、3.2%）、SKT (IDQ)（77件、2.8%）、Alibaba（58件、2.1%）などで、これらの4つの企業が全体の出願の15.5%を占めている。

これらの企業のうち、東芝が米国、欧州、日本に最も多くの特許を出願しており、韓国にはSKTが最も多くの出願を行っている。

量子センサ分野では、まだ全体の出願件数は多くないが、半導体ファウンドリの先導企業である TSMC（132 件、8.8%）が最も多くの特許を出願している。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課の審査官は、「量子情報技術は、近い将来に大きな波及効果をもたらす技術であるため、グローバル IT 企業は、すでにこの技術の知的財産を確保するために、激しい競争を繰り広げ始めている」と強調した。

また、「特許庁は、(1) 関連特許の動向を把握して速やかに産業界に提供し、(2) 専門審査人材を追加確保して高品質の特許審査サービスを提供し、(3) この分野の特許分類体系を確立するために国際的な議論にも積極的に参加する予定である」とし、「これにより、韓国国内企業も量子情報技術の競争力を持つことができるように積極的に支援する」と述べた。

5-2 コロナ太り、室内運動器具の特許で解決する

韓国特許庁（2021. 4. 5.）

室内運動器具の出願、前年比で 100 件以上増加

非対面サービス、インテリジェント（スマート）技術を中心にした特許出願が急増

新型コロナウイルスの影響で家にいる時間が長くなり、室内運動（ホームトレーニング）のブームが起こっている中、非対面・スマート室内運動器具の特許出願が急増している。

*ホームトレーニングのための運動器具は、運動方式やスマート機器をどう活用するかによって、技術を区別することができる。非対面・スマート室内運動器具は、非対面サービスとスマート機器・モノのインターネット（IoT）技術が融合された室内運動器具をいう。

韓国特許庁によると、室内運動器具に関連する特許は、2020 年に 530 件が出願され、2019 年より 100 件以上増加した。

特に、非対面・スマート室内運動器具の出願件数は、2011 年から 2017 年まで毎年 20 件前後を記録し、2018 年 60 件、2019 年 82 件に 3~4 倍増加していたが、2020 年 142 件に 7 倍以上大幅に増加した。

これは、新型コロナウイルスの拡散により、多目的運動施設の利用が難しくなった状況でも運動で健康を守りたいという意識が高まり、それに関連する出願が急増したと分析される。

2011年以降、技術分類別における韓国国内の出願動向を見ると、他の分類に比べて筋肉/関節用の運動器具、制御/管理システムの非対面・スマート室内運動器具の出願が2020年に大幅に増加した。

このような増加傾向は、家で手軽に操作できる小型の筋肉・筋力トレーニング器具とパーソナライズ化された運動プログラムのように、新型コロナウイルスのパンデミックに備えられる非対面サービス製品のニーズに合わせて、特許出願が行われていることを示している。

また、家庭用の室内パッチング運動器具は、2014年から減少傾向にあるが、2020年に大幅に増加した。これは社会的距離の確保を保つことができ、室内でも楽しめる運動としてゴルフが脚光を浴びているからであると思われる。

2011年以降、出願人別に見ると、全体の出願3,845件のうち、外国人の出願は260件(6.8%)であるのに対し、個人や中小企業を中心とした韓国人の出願は3,585件(93.2%)で出願の大部分を韓国人が占めている。

特に、2020年の室内運動器具の出願530件のうち、韓国人の出願は523件(98.7%)であった。非対面・スマート室内運動器具の142件は、全部韓国人による出願であり、この分野に対する韓国人の時代に属した関心度の高さを見せている。

特許庁の生活用品審査課の審査官は、「新型コロナウイルスのパンデミックにより、ホームトレーニング関連のグローバル市場の規模はより拡大される」とし、「韓国企業が輸出を拡大するとともに国際競争力を確保するためには、技術開発と同時に、特許、デザイン、商標など海外知的財産権を先制確保するための出願戦略を並行しなければならない」と述べた。

5-3 韓国の釣り人の特許出願増加が釣り用品の特許出願をけん引

韓国特許庁 (2021. 4. 12.)

歳月を釣る釣りという言葉はもう古い、特許技術で釣りをする！

最近、韓国国内では週52時間勤務制の施行に伴う余暇時間の増加、釣りのバラエティ番組の人気、新型コロナウイルスの世界的流行によって非対面活動を楽しもうとする心理のため、釣りの人気が高まっている。

韓国特許庁によると、釣り用品に関する特許出願は、2011～2017年は約300件未満にとどまっていたが、2018年に303件、2019年に332件、2020年には382件で徐々に特許出願が続いている。

2018年、2019年には、2017年から始まった釣りバラエティ番組の人気上昇が、また、2020年には、新型コロナウイルスによる非対面スポーツである釣りの人気上昇が出願増加の主な原因であると把握される。

技術分野別に韓国国内の出願動向を見ると（2011～2020年）、釣り糸・浮き・おもり・釣り針が1,235件で最も多く、釣りリール531件、付属品462件、竿立て410件、釣竿27件、ゲーム・玩具85件の順となった。

特に、釣りのおもりと連結金具に関する特許出願は、2018年に比べて2020年にはそれぞれ157.1%、116.7%ずつ増加し、これは最近釣りによる環境汚染を減らすために環境にやさしい素材、絡み防止、位置追跡技術などが融合された出願が増加したためであると分析される。

一方、浮きに関する特許出願は、2018年に比べて2020年に46.0%減少し、一カ所に長時間座り続けて釣りをする浮き釣りの代わりに、活動性の高いルアー釣りが人気を得ているからであると分析される。

自動合わせ・シェイキング、遠隔制御、スマートフォンと連動してアタリを感知する釣り装置など、自動・インテリジェント型の釣り用品も102件出願され、忙しい現代人が短い時間で簡単に釣りを楽しみたいというニーズが反映されたものと思われる。

出願人別に見ると、韓国人67.8%、外国企業16.9%、韓国企業13.0%、大学・研究機関1.8%、外国人0.5%の順となった。

特許庁全体の特許出願の中で韓国人が占める割合が平均19.8%であり（2017～2020年）、釣り用品分野における韓国人のシェアは非常に高い割合を占めていることが分かった。

特に、韓国人の釣り用品の特許出願は、2017年115件から2020年282件で81.9%増加し、韓国人が釣り用品特許出願の上昇率を率っていると解釈される。

特許庁の食品生物資源審査課の審査官は、「韓国製品の競争力向上とシェア拡大に向けた努力が必要である」とし、「関連分野における知的財産の技術移転や事業化の促進を通じて、韓国釣り用品産業の競争力が強化されることを希望している」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム